



アカショウちゃん

# 只見町 定住ガイドブック 2020



プナりん



いわっぺ



# も く じ

只見町あれこれ	P3	町内公共施設等一覧	P10
移住・定住・住まい	P4	空き家・空き地バンク	P12
子 育 て	P5	お試し体験住宅ORAHO	P12
保 健	P6	冬の生活必需品	P13
教 育	P6	只見用語集あれこれ	P14
暮 ら し	P7	交通のご案内	P16
仕 事	P8		

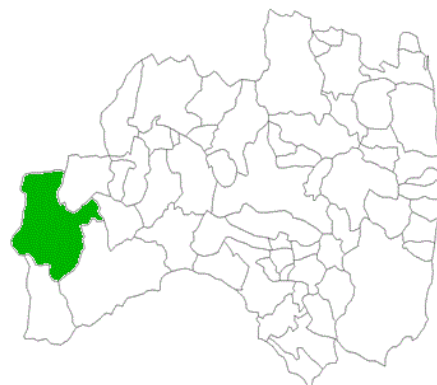




## ～ 只見町あれこれ～

只見町は福島県の西南にあり、四方を緑の山々に囲まれた自然豊かな町です。新潟県の魚沼市や三条市と隣接しており、国内屈指の豪雪地帯としても知られています。

只見の歴史は、古くは旧石器時代までさかのぼることができます。伊南川や只見川の流域には縄文時代・弥生時代の遺跡が多く確認されています。江戸時代には、南山御蔵入領として幕府の直轄地でもありました。戦後に只見川を利用したダム開発が行われ、生活に大きな変化をもたらしました。その影響もあり、昭和 30 年に只見村と明和村が飛び地合併し只見村となり、その後、昭和 34 年に朝日村を編入して現在の只見町が誕生しました。水源の町、電源開発の町として脚光を浴びましたが、次第に過疎・高齢化が進み、人口減少の問題に直面しています。



平成 18 年に、「ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 奥会津只見の挑戦 真の地域価値観の創造」という理念を掲げ、従前の都市追随型の地域振興ではなく、豊かな自然を活かした新しい地域社会の創造を目指しました。平成 19 年には、日本の自然の中心地は只見町であるという「**自然首都・只見**」を宣言し、ブナ林に代表される只見の自然環境を保護・保全し、次世代に引き継いでいく責務を明確にしました。その理念を推進し、ついに平成 26 年 6 月にユネスコエコパークに登録され、「**只見ユネスコエコパーク**」が誕生しました。持続可能な社会、人と自然が共生できる社会を目指してこれからも挑戦を続けます。

只見町の基盤産業は農業です。ブナの原生林から湧き出る豊かな水を利用した米の生産と「**南郷トマト**」といわれる産地指定のブランドトマトの栽培をはじめ、アスパラガスやリンドウを中心とした花卉栽培なども盛んです。町内には、農業法人が 6 法人あり、農作物の栽培のみならず加工品の開発や販売なども手掛けています。地元産米を利用した米焼酎「**ねっか**」は、内外から高い評価を得ています。誘致企業も多く、現在製造業 6 社が操業しています。従業員が 100 名を超える企業もあり、地元の雇用を支えています。




春にはワラビやゼンマイをはじめとする豊富な山菜、清流に住むイワナや鮎、夏から秋にかけては畑で採れる新鮮野菜や新米などなど美味しい食べ物がたくさんあります。夏は野外でのバーベキューがおすすめです。只見のバーベキューと言えば「**味付けマトン**」。それぞれの商店で独自の味があり、食べ比べをするのも面白いかも。冬はスキー、スノーボード、スノーモービルを楽しむ人が多いです。

町内には、保育所が 3 か所あり、もちろん待機児童はおりません。小学校が 3 校、中学校が 1 校あり、完全給食で遠方の児童・生徒にはスクールバスも運行されています。少人数のため先生方も一人ひとりに目を配ってくれます。

日本の自然の中心地「**自然首都・只見**」で、田舎暮らしを満喫しながら子育てしてみませんか。

## 【移住・定住・住まい】

事業名	内 容	問い合わせ先
定住等促進住宅	移住を希望する方へ、安定して定住できる新たな住居を確保するまでの期間住宅を提供します。 ※空き情報については事前にお問い合わせください。	町民生活課 町民係 82-5100
簡易水道(上水道)	基本料金は月額 1,200 円(基本水量 10 m <sup>3</sup> )です。基本水量を超過した場合は 1 m <sup>3</sup> あたり 150 円加算されます。※簡易水道が普及していない集落もあります。	
集落排水(下水道)	基本料金は月額 2,200 円(基本汚水量 10 m <sup>3</sup> )です。基本汚水量を超過した場合は 1 m <sup>3</sup> あたり 220 円加算されます。汚水量は簡易水道の使用量と同量となります。 ※集落排水が整備されていない集落もあります。	
移住支援事業	東京圏から町内に移住した方が、移住支援の対象となる企業等に就業した場合、最大で単身者 60 万円、2 人以上の世帯 100 万円を交付します。※条件が多いため事前相談が必要。	地域創生課 創生企画係 82-5220
U・Iターン等促進助成金	◆U・Iターン者定住助成金 1 人5万円 対象:35 歳未満でU・Iターンし、起業・就業し、かつ3 年以上の居住の意思がある方。扶養児童への加算有(1 人 5 万円)。 ◆新規学卒者定住助成金 1 人 10 万円 対象:新規学卒後、町内に居住し起業・就業している方。	
若者定住支援事業補助金	35歳未満、又は中学生以下の子どもがいる世帯が移住した場合、住宅等の家賃及び引越費用を補助します(上限 30 万円)	
奨学金返還支援補助金	奨学金の貸与を受けた者が、1 年間に返還した額の 2 分の 1 (上限 18 万円)を補助します。対象期間は最大 96 カ月です。	
空き家・空き地バンク	所有している空き家・空き地を売りたい又は貸したい場合は登録することができます。登録されている空き家・空き地を買いたい又は借りたい場合は、物件情報を紹介します。利用するには、「利用者登録」が必要です。※詳しくは P12 をご覧ください。	
空き家改修事業	空き家を取得もしくは賃貸し、居住される方に、空き家の改修に係る費用の一部を助成します。 (事業費の 1/2 補助 上限 150 万円) ※町外からの移住者、子育て世帯、空き家バンク利用の際は補助金の上乗せ制度(最大 50 万円)あり。	
結婚新生活支援事業補助金	夫婦共に婚姻日における年齢が 34 歳以下で世帯の所得が 340 万円未満の場合、婚姻に伴い新規に住宅取得又は賃貸に係る経費を助成します。(上限 30 万円)	
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅の太陽光発電システム設置費用を助成します。 (上限 32 万円)	
浄化槽設置費補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する場合、費用の一部を助成します。 ※集落排水が整備されていない地区が対象となります。	農林建設課 建設係 82-5230

## 【 子 育 て 】

事業名	内容	問い合わせ先
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期の育児全般に関する相談に対応します。	保健福祉課
ブックスタート	全乳幼児を対象に、ファーストブックにふさわしい絵本をプレゼントします。	保健係 84-7005
子育て支援拠点事業 すくすくひろば	子育て中のお母さんやこれからお母さんになる方のための集いの場です。育児相談、親子遊び、離乳食づくり、季節の行事、地域の方々とのおふれあいなど様々なメニューがあります。週 3 回(月・水・金)開催	
すこやか広場	保育所入所前に、保育所生活や集団生活に慣れるため、各保育所で開催。親子で参加できます。	只見保育所 82-2219
一時保育	満1歳以上で、保護者の都合(パート勤務、通院、育児疲れなど)により、一時的に育児が困難になった場合に、保育所でお子さんをお預かりします(有料)。 ※4時間以内の利用は半額になります。	朝日保育所 84-2038 明和保育所 86-2249
放課後児童対策 子どもクラブ事業	◆放課後こども教室(実費負担有) 各小学校区で、全学年を対象に週2回開催しています。 ◆子育てひろば(無料) 各小学校区で、全学年を対象に週3日開催しています。 ◆夏休みこども教室(実費負担有) 町内1か所で夏休み期間の平日に開催しています。	朝日振興センター 84-2111
子宝祝金	要件に該当する場合に、第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降に30万円が支給されます。	保健福祉課
子ども医療費助成事業	0~18歳の健康保険が適用になる医療費が無料です。	福祉係
ひとり親家庭医療費助成	母子・父子家庭の医療費を助成(千円超過分)します。 ※所得制限有	84-7010
保育料の無料化・軽減化	3歳児以上は無料です(0~2歳及びみなし3歳は条件により無料または軽減)。同時入所の場合は、2人目が半額、3人目が無料となります。※世帯によって条件が異なります。	
療育児童通院費交通助成	障害があるなど、発達に支援が必要な場合の通院や施設利用にかかる燃料代を支給します。(単価設定あり)	
子ども一時預かりサービス事業	放課後の預かりや保育所の送迎など、主に援助会員の自宅で子どもを預かる事業です(有料)。利用には事前登録が必要です。また、利用料の補助制度もあります。 ※育児のサポートを受けたい人(依頼会員)と手助けをしたい人(援助会員)との相互援助活動です。	
チャイルドシート購入補助	自動車用のチャイルドシートの購入費の一部を助成します。(購入金額の1/2 上限1万円)	町民生活課 町民係 82-5100

ブックスハートプレゼント	読書推進活動の一環として、保育所満了時及び小・中学校、只見高校卒業時に本をプレゼントします。	教育委員会 82-5320
未来の自分設計奨励金	町内に住所を有する中学生の卒業時に10万円を支給します。	
学校給食活用支援事業	給食に地元食材を活用し、その費用を町が負担することで、保護者の負担軽減を行っています。	

## 【 保 健 】

事業名	内容	問い合わせ先
妊婦及び乳児健康診査助成	◆妊婦健康診査(15回まで)及び産後1か月健康診査の費用を助成します。 ◆乳児1か月健康診査の費用を助成します(上限5千円)。 ◆健康診査のために通院する距離が片道1.5km以上の場合は、通院交通費を助成します(1回の妊娠につき上限10万円)	保健福祉課 保健係 84-7005
特定不妊治療費助成	特定不妊治療に関する費用の一部を助成します。1回につき上限10万円。通算6回まで ※年齢要件あり	
乳児健康診査	生後3~4か月、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児、5歳児に集団健診を行います。	
乳児健康相談	隔月に保健師、栄養士による相談会を実施します。	
予防接種費の助成	定期予防接種のほか、風疹抗体検査・予防接種、インフルエンザワクチン予防接種、ロタウイルスの助成を行います。	
未熟児養育医療	からだの発達が未熟なまま出生した赤ちゃんで、特別な医療を必要とする場合、母子健康法に基づき医療費の給付を行います。	
こんにちは赤ちゃん事業	出産されたお母さんと誕生したお子さんを保健師が訪問し、産後の不安や悩みにお答えしたり、身体計測を行ったりします。	
がん検診事業	胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん及び前立腺がんの6種類のがん検診を実施します。(一部自己負担)	
健康づくりポイント事業	毎日の健康行動、健康診査や健康教室、献血などで健康ポイントを付与します。ポイントがたまると、ふくしま健民カードが発行され、県内の協力店で特典が受けられます。	



## 【 教 育 】

事業名	内容	問い合わせ先
レインボープランⅢ事業	保育所から高校まで、連携した学習指導を行っています。夢の実現に向け、学力向上と教職員の能力向上を図ります。	教育委員会 82-5320
ICT活用事業	インターネットを活用したテレビ授業を行っています。また、高校への支援としてタブレットを活用した授業を行っています。	
スクールバス運行	遠距離通学児童・生徒に対し、通学の利便を図るためスクールバスを運行しています。	
スクールソーシャルワーカーの配置	町内の小中学校に配置し、悩みを抱える児童・生徒の支援を行います。	



特別支援教育支援員	特別な支援が必要な児童・生徒への学習、生活習慣形成のため、支援員を配置しています。	教育委員会 82-5320
奨学金貸与	経済的な理由により就学が困難と認められる生徒に対し奨学金を貸与します。 高校生 月額 12,000 円以内 大学生 月額 40,000 円以内 支度金 30 万円以内(4 年制大学進学者に限る) ※この他、医療関係や農業者関係の大学等に進学する場合の奨学金もあります(返還免除制度あり)	
要保護・準要保護	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に義務教育で必要な援助を行っています。	
食育事業	学校給食に地元産野菜等を利用し、伝統的食文化など「食」に関する総合的な教育を実施しています。	
学習サポート	◆中学校での英語教育において、インターネットを利用したライブ授業や異文化体験学習を実施しています。 ◆ブックソムリエ(学校司書)を配置し、学校図書館の充実、読書活動の推進を図っています。 ◆福島大学と連携し、長期休暇中にサマースクール等を開催しています。	
ユネスコスクール推進事業	町内の小中学校すべてがユネスコスクールに認定されており、伝統芸能の保存継承や ESD(持続可能な社会の担い手を育てる教育)、海洋教育などを通して他地域との交流や地元愛を育てる学習を実施しています。	
心志塾(公営塾)	只見高校生を対象に公営塾を開設し、進学等に向けた学習支援を行っています。	


## 【暮らし】

事業名	内容	問い合わせ先
雪んこタクシー運行	買い物や通院など町内の移動手段として乗合いタクシーを月～金まで運行しています。予約制で、片道 200 円で利用できます。	予約センター 83-1000
いきいきタクシー運行	車いす使用者が利用できるタクシーを運行しています。介助者も同乗できます。予約制で、片道 200 円で利用できます。	会津ただみ振興公社 83-1733
定期路線ワゴン運行 (自然首都・只見号)	只見駅から会津田島駅(南会津町)を結ぶ定時定路線です。町内は片道一律 200 円で利用できます。 南会津町(県立南会津病院、会津田島駅)へは、片道 1,500 円で利用できます。町内 21 か所の停留所にて乗降してください。予約不要です。	只見町商工会 82-2380

除雪支援事業	<p>◆除雪支援保険事業 町に登録した事業者が、定額で軒下除雪を実施します。 高齢者世帯等は、除雪費用の助成制度があります。</p> <p>◆高齢者等住宅屋根除雪費助成 65歳以上の住民税非課税世帯の屋根の除雪に係る費用の一部を助成します(補助率 1/2 上限 4万円)</p>	保健福祉課 福祉係 84-7010 (保健福祉センター内)
緊急通報システム	高齢者世帯や一人暮らしの高齢者に、緊急通報装置を無償で貸与しています。	
高齢者生活支援	<p>◆配食サービス 月2回1回300円で昼食のお弁当を配達します。</p> <p>◆寝具洗濯乾燥サービス 年1回、毛布や布団等のクリーニングを行います。(一部有料)</p>	
障がい者地域生活支援	在宅障がい者の日中の活動支援及び在宅生活の支援として、交通費補助や日常生活用具の補助を行っています。	
在宅介護支援	在宅介護の相談窓口を開設しています。また、介護度に応じて介護用品券(月額6,000円上限)を支給しています。	
狩猟免許等資格取得支援	狩猟免許の新規取得や免許更新にかかる費用について全額補助します。	
有害鳥獣被害防止対策	有害鳥獣から農作物の被害を防止する経費(電気柵など)の一部を助成します。	
放射能対策	自己消費の食物について、希望者(町民)には放射能簡易検査を無料で行います。	
運転免許証自主返納事業	高齢者の方で、運転免許証(バイク含む)を自主返納された方に、雪んこタクシー券(100枚2万円分)を交付しています。	町民生活課 町民係 82-5100
防災行政無線戸別受信機の貸与	自然災害に係る様々な情報や火災情報、その他町からの行政情報を受信できる戸別受信機を無償で貸与します。	
ハザードマップ整備	大雨や台風時に、住民が安全かつ速やかに避難できるよう危険個所や避難所等を記載したハザードマップ整備しています。	
ごみの収集	<p>可燃ごみ週2回(只見地区:火・金/朝日・明和地区:月・木) 不燃ごみ月2回(各地区 第2・第4:水) 資源ごみ週1回(只見地区:月 朝日・明和地区:火) ※週により収集物が異なります。詳しくは、ごみカレンダーで確認してください。</p>	



## 【 仕 事 】

事業名	内容	問い合わせ先
無料職業紹介所	町内の求人情報や相談を受け付けています。ハローワークと連携して、求人情報の提供。就職のあっせん及び就職相談業務を行っています。	観光商工課 商工係
只見町産業振興対策事業補助金	新たな産業に取り組む方や事業拡大を行う方に対し、事業費の一部を助成します。 ◆産業おこし支援対策事業(農業、林業、商工観光業) ◆6次化起業家応援事業(加工品開発、加工・販売施設)	82-5240
新規農業参入者支援事業	対象者:①65歳未満で同居親族(夫婦等)のいる方 ②10年以上の就農を確約できる方 ◆研修費助成 月額 80,000円/人 ◆施設整備助成 県補助と併せて事業費の7割を助成します。 ※新規就農者は残り3割を5年分割で町が助成します。 ◆小作料助成 農地の借地代を5年間助成します。	農林建設課 農林係 82-5230
只見町農業振興事業	◆新規栽培者支援事業 町の重点振興作物等の新規栽培に係る種苗代及び資材費等を助成します。(補助率7/10 上限100万円) ◆農業規模拡大支援事業 規模拡大、経営継続に必要な種苗代の一部を助成します。 ◆農業用資材支援事業 規模拡大、経営継続に必要な資材代の一部を助成します。 ◆担い手育成事業(初年度のみ) 3年以上の農地集積に対し面積に応じた額を助成します。 ◆稲作農家育成支援事業 規模拡大、付加価値、生産コスト削減、省力化の取組みに必要な設備等の導入する費用の一部を助成します。	
只見町創業支援事業	起業・創業を考えている方に対し、創業支援塾を実施し、創業相談や有識者によるアドバイスを行います。融資利子補給や補助金の相談も受け付けています。 具体的な起業を検討されている方には、事業継承者を探している事業者とのマッチングのお手伝いも行います。	只見町商工会 82-2380  福島県事業引継ぎ支援センター024-954-4163

## 【町内公共施設等一覧】

### <只見町役場>

(市外局番 0241)

只見役場 駅前庁舎(〒968-0498 只見町大字只見字雨堤 1039)			
町民生活課 町民係	82-5100	各種届出(転入・転出・戸籍等)、印鑑、国民年金、水道料金、ごみ収集、町営住宅、防災、犬の登録等	
町民生活課 税務係	82-5110	税金や資産などに関する証明、申告相談	
観光商工課 観光係	82-5240	観光情報、各種イベント	
観光商工課 商工係		就職、無料職業紹介、起業相談	
会計室	82-5120	税金等収納、各種支払	
只見町役場 町下庁舎(〒968-0421 只見町大字只見字町下 2591-30)			
総務課 総務係	82-5210	町長秘書、職員福利厚生、選挙	
総務課 財政係		予算、決算、財産管理	
地域創生課創生企画係	82-5220	定住・二地域居住、空き家、地域振興、土地開発	
地域創生課広報広聴係		広報誌、ホームページ、情報発信、統計調査	
地域創生課 ユネスコエコパーク推進係		只見ユネスコエコパーク、自然保護、伝承産品	
農林建設課農林係	82-5230	新規就農、農業、林業、土地改良	
農林建設課建設係	82-5270	土木、建築、道路、除雪	
農業委員会	82-5230	農地の転用、売買、貸借等の手続き	
教育委員会 学校教育係	82-5320	学校(入学、転校)、奨学金、山村留学	
教育委員会 生涯学習係		生涯学習、放課後対策、文化財、スポーツ施設利用	
議会事務局	82-5300	議会だより	
保健福祉センター(〒968-0442 只見町大字長浜字久保田 31)			
保健福祉課 保健係	84-7005	健康相談、妊娠・出産・育児相談、予防接種、健康保険	
保健福祉課 福祉係	84-7010	保育所、子ども医療費、介護保険、高齢者、障がい者、生活保護、除雪支援	
只見振興センター	82-2141	地域づくり、生涯学習	
朝日振興センター(支所)	84-2111	窓口業務(各種届出)、地域づくり、生涯学習	
明和振興センター(支所)	86-2111	収納・窓口業務(各種届出)、地域づくり、生涯学習	

### <保育施設>

町内には保育所が3か所あります。満1歳から入所できます。3歳以上は保育料無料です。この他に一時保育も実施しています。待機児童はおりません。途中入所も可能です。

名称	定員	電話番号	住所
町立 只見保育所	60人	82-2219	只見町大字只見字雨堤 1056-2
町立 朝日保育所	60人	84-2038	只見町大字黒谷字上野 260
町立 明和保育所	60人	86-2249	只見町大字小林字七十蒨 600

## <教育施設>

各小学校区では放課後児童対策を行っています。町立小・中学校はユネスコスクールに認定され、少人数ながらもESD(持続可能な社会の担い手を育成する教育)を推進しています。

名称	電話番号	住所
町立 只見小学校	82-2241	只見町大字只見字上ノ原 1735-1
町立 朝日小学校	84-2023	只見町大字黒谷字九日田 230-1
町立 明和小学校	86-2216	只見町大字小林字上照岡 1250
町立 只見中学校	84-2022	只見町大字只見字上野 300
県立 只見高等学校	82-2148	只見町大字只見字根岸 2358

## <福祉関連施設>

名称	内容	電話番号	住所
只見町社会福祉協議会	生活福祉資金貸付、ボランティア、ヘルパー派遣	84-7006	只見町大字長浜字唱平 60
只見町地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口	84-7010	只見町大字長浜字久保田 31
只見町地域活動支援センター「じねえんと」	障がい者の日常生活の支援、相談窓口	72-8338	只見町大字長浜字唱平 60

## <医療施設・薬局>

朝日診療所では、2名の医師が常駐し、通常診療、急病・ケガなどに対応しています。ぜひご活用ください。

名称	電話番号	住所
朝日診療所 医科	84-2221	只見町大字長浜字久保田 31
朝日診療所 歯科	84-2612	
赤塚歯科医院	82-2728	只見町大字只見字上ノ原 1789-8
あいあい薬局只見店	84-7055	只見町大字長浜字唱平 23-2

## <金融機関・郵便局>

名称	電話番号	住所	
東邦銀行	只見支店	82-2131	只見町大字只見字宮前 1302-3
JA 会津よつば	只見支店	84-2211	只見町大字黒谷字町 175
ゆうちょ銀行	只見郵便局	82-2260	只見町大字只見字宮前 1334-1
	朝日郵便局	84-2020	只見町大字黒谷字御蔵前 1095-1
	明和郵便局	86-2210	只見町大字小林字上照岡 810-1

## <警察・消防施設>

名称	電話番号	住所	
南会津警察署	只見駐在所	82-2249	只見町大字只見字沖 1413-1
	朝日駐在所	84-2021	只見町大字黒谷字御蔵前 1088
	明和駐在所	86-2204	只見町大字小林字上照岡 1224
南会津広域消防署	只見出張所	84-2119	只見町大字長浜字居廻 320



## ～ 空き家・空き地バンク ～

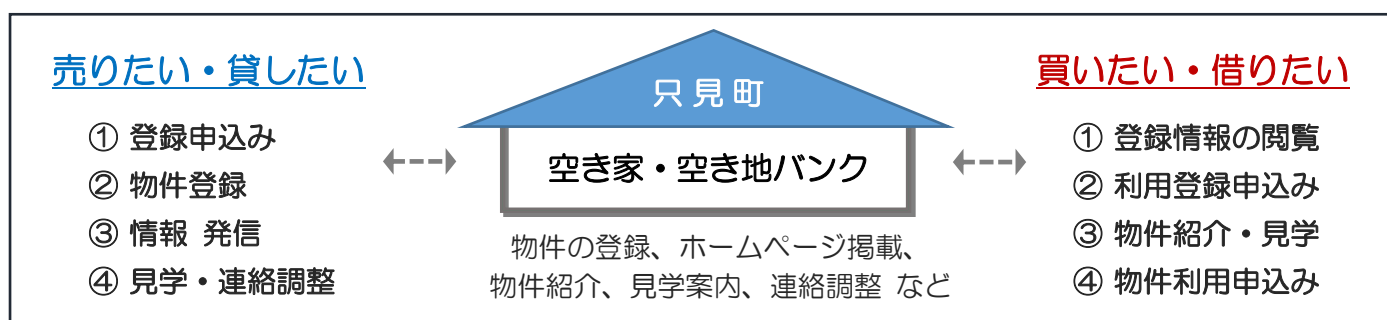
所有者から情報提供を受けた物件を登録し、住宅や土地をお探しの方へご紹介しています。

### ■物件探しの手順■

- まずは物件の検索 … 町ホームページをご覧くださいか地域創生課までお問い合わせください。
- 気になる物件を見つけたら … 「利用希望者登録申込書」をご提出ください。登録完了後に物件の詳細確認や現地の見学をすることができます。見学の際は町担当者が物件をご案内します。

### ■交渉・契約の手順■

- 住みたい物件が決まったら … 「利用申込書」をご提出ください。所有者と物件についての交渉や契約をすることができます。
- 交渉・契約について … 町は物件の紹介を行っていますが、交渉契約等に関しての媒介行為は行いません。交渉契約は当事者間で直接行つか、町と協定を結んでいる福島県宅地建物取引業協会に媒介を依頼する方法があります。



【空き家・空き地バンク ホームページ】 <https://www.town.tadami.lg.jp/akiyabank/>  
地域創生課 創生企画係 82-5220

## ～ 移住お試し体験ゲストハウス <sup>おらほ</sup>ORAHO ～

移住・二地域居住をお考えの方が、実際に町に滞在しながら住まいや仕事探しなどの情報収集をしたり、移住に関する相談ができる場として生まれたゲストハウスです。雪の季節に滞在し只見の冬の生活を体験することもできます。※観光目的での利用はできません。

### ■ご利用について■

- ご利用にあたっては只見町の文化、生活、移住に関するレクチャーをお受けいただきます。
- 1棟貸しで定員は5名、原則として2日以上30日以内の宿泊が可能です。
- ご予約はホームページから、もしくは管理者までお問い合わせください。

【移住お試し体験ゲストハウス ホームページ】 <https://oraho-tadami.com>  
管理者：山中（やまなか）84-2121

## ～ 冬の生活必需品 ～



備えあれば  
憂いなし！

只見町は、全国屈指の豪雪地帯で、例年11月中旬から4月下旬までは雪に覆われます。特に、降り始めは注意が必要で、事前の準備がかかせません。只見の冬を乗り切るための、必需品をご紹介します。



### ■衣類編■

#### ○長靴

内側がウレタン材などで覆われている冬用ものを準備しましょう。レインブーツは、滑りやすく足が冷たいです。

#### ○上着

防水加工のある軽めの上着があると便利です。只見の雪は水分が多いため、衣類に付着すると濡れやすいです。雪の降る日は、ナイロン製の上着が重宝します。

#### ○手袋

素材は何でも構いません。ただし、除雪に使用する場合は、作業用の濡れない手袋を準備しましょう。外側がゴム製で内側が取り外しできるものもあります。

#### ○帽子

ニット帽のようなものが耳も温かいのでお勧めです。除雪に使用する際はツバ付きのものだと、顔に雪がかかりにくいです。

### ■除雪編■

#### ○スコップ

アルミ製の角形が軽くてお勧め。プラスチック素材では歯が立ちません。鉄製は丈夫ですが、重いです。自分に合ったものを準備しましょう。もしもに備えて車にも常備しましょう。

#### ○スノーダンプ

広い面積の雪を片付けるのに便利です。通称“ママさんダンプ”  
様々な素材がありますが、軽い方が使いやすいです。



#### ○除雪機（自走式）

屋根から落ちた雪や大量の雪を片付けるには除雪機が便利です。只見町では持っている家庭が多いですが、値段も高価（大きさによっては軽自動車ぐらいの値段になります）なため、無理して購入する必要はありません。除雪業者をお願いすることをお勧めします。

### ■自動車編■

#### ○スタッドレスタイヤ&冬用ワイパー

夏用のタイヤやワイパーでは冬を越せません。降雪前に早めに交換しておきましょう。整備工場やガソリンスタンドで交換してくれます。ついでに、ウォッシャー液の濃度も確認しておきましょう。希釈を間違えると凍ってしまいます。

#### ○スノーブラシ

車に積もった雪を落とします。大きめのものを準備しましょう。11月になったら早めに車に備えておきましょう。

この他にも、快適に過ごすための防寒用品や冬の間の趣味など少しずつ準備し、安心して冬を迎えられるようにしましょう。

## ～ 只見の用語集あれこれ ～

地方には、独特の用語や様々な言い回しがあります。良くわからない場合は、臆せず、周りの人に聞きましょう。皆さん親切に教えてくれますよ。

### ■基本編■

#### ○地区（ちく）

只見町は昭和34年に3村が合併して誕生しました。旧村エリアで「只見地区」「朝日地区」「明和地区」と呼ばれ、大まかに3つの生活圏に分かれています

#### ○区（く）

行政と密接に連携し、住民の生活をサポートする自治組織です。只見地区に10区、朝日地区に10区、明和地区に7区あります。それぞれの区には規約があり、一律ではありません。区内が「組」や「地区」、「班」などに分かれているところもあり、構成は複雑です。少しずつ理解しましょう。

#### ○区長（くちょう）

区を取りまとめている代表者です。区の財政、行事、防災、福祉など生活の全てを把握しています。数年に1回交代します。区長を補佐する役員も数名います。移住したら、まず区長に挨拶に行きましょう。区の様々なルールなどを教えてくれます。区長が分からない場合は、近所の方に聞けば教えてくれますよ。

#### ○区民（くみん）

区に入ることによって区民になります。ただし、移住された方は区民になれない区もあります。移住された方を準区民とする区もあります。呼び名が違って、日常生活上の差はありません。

#### ○区費（くひ）

区民になると区費を納めます。区費も、区の財政状況によって0円～数万円のところがあります。移住者の方や準区民の場合は、協力金として納める場合もあります。

### ■中級編■

#### ○隣組（となりぐみ）

地域における最小単位の組織です。自宅の周囲で3～10戸で構成され、主に回覧板などを回すときに使われます。また、区によっては集会所の掃除なども隣組単位で実施するところもあります。隣組といっても、自分の所属する組を指します。決して、隣の組のことではありませんよ。

#### ○普請（ふしん）

区の維持管理のため、用水路や林道（山道）、集落施設の管理作業を共同で行います。春先に用水路の泥上げや草刈り、初夏には林道の草刈りなどが行われます。区によって時期や内容などが異なります。普請に参加すると、日当が支払われる区もあります。普請の後には、焼き肉などの懇親会を行うところもあり、参加すると地域に早くなじむことができます。

### ■上級編■

#### ○村見舞い（むらみまい）

ご近所の方が亡くなった場合は、当家に焼香に伺います。区によっては、香典の額が決まるところもあります。隣組内で亡くなった場合は、告別式に招待され、手伝いをすることもあります。



## ■方言編■

### ○あんにゃ

お兄さんのこと。兄者がなまったもの。自分の兄以外にも、年上の男性に対して「〇〇あんにゃ」と言ったように、名前の下につけ、呼びかけるときに使います。

### ○あね・あねさま

お姉さんのこと。自分の姉以外にも、年上の女性に対して使います。「〇〇あね」と言ったように、女性の名前の下につけ、呼びかけます。

### ○じねんと

ゆっくりと、自然な速さで、急がないでというような意味です。

- ・使用例：「おら、じねんと行くから、しなだ、先にいんぎゃれ（私はゆっくり行くので先に行ってください）」

### ○さすけねえ

差し支えない。心配ない。大丈夫だ。

- ・使用例：「さすけねえがら、まがせどけ（心配するな、まかせとけ!）」  
強調語として「ねっか」が付く時もある。「ねっかさすけねえ！（全然大丈夫だ!）」

### ○ごせやげる

頭にくる。腹が立つ。

- ・使用例：「クサムシくさくて、ごせやげる（カメムシが臭くて腹が立つ）」

### ○けやれ

～してください。お願いする時に使います。また、何か가가欲しいときにも使います。

- ・使用例：「ゆっくり歩いてけやれ（ゆっくり歩いてください）」「それ、おれにけやれ（それを私にください。）」

### ○しなだ

あなた。目上の人に対して使います。

### ○にし

あなた。同輩あるいは目下の人に対して使います。お主（ぬし）がなまって「にし」になったといわれています。

### ○おらほ

自分の方。自分が住む地区を指していることば。自分の家のことは、「おらい」といいます。

- ・使用例：「おらほの山はキノコがいっぺー採れっぞ。（私の集落の山ではキノコが沢山採れるよ）」 「あの赤い屋根の家がおらいだ。（あの赤い屋根の家が私の家です）」

### ○こめら

子どものこと。「こめらっこ」とも言います。赤ちゃんのことは「あがっこ」といいます。

- ・使用例：「こめらあすんでるわ。（子どもが遊んでるよ。）」

### ○めげー・めんげー

かわいい。愛らしい。物理的に小さいことも指す。

- ・使用例：「めげーくつだなあ（かわいい靴だね。）」

只見に来たら、ぜひとも方言はマスターしたいですね。そんな時は、周りの人に会話に耳を傾けて。まずは聞いてみましょう。慣れてきたら、ぜひ会話の中で使ってみてください。

## 【 交通のご案内 】

只見町は、町の面積が大きく、公共交通機関が少ないため、車での来町をお薦めします。町内の移動もスムーズにできますよ。

新幹線でお越しの場合は、上越新幹線から上越線、只見線と乗り換えてくるができます。

東武鉄道でお越しの場合は、会津田島駅から自然首都・只見号をご利用ください。



## 只見町民憲章（昭和 54 年 3 月制定）

美しい山並みと豊かな流れ そして雪のふるさと

ここに生きる私たちは 先人の努力をたたえ その忍耐と創造の歴史を受け継ぎ  
活気あふれる住みよい町づくりを目指して この憲章を定めます

- 一、ゆたかな緑ときれいな水をまもり 美しい町をつくりましょう
- 一、互いに助け合い親切をつくし 楽しい町をつくりましょう
- 一、産業をおこしみんなで働ける 豊かな町をつくりましょう
- 一、教養を深め心と体をきたえ 文化の町をつくりましょう
- 一、きまりを守り良い風習を育て 住み良い町をつくりましょう

発 行 者

只見町役場 地域創生課 創生企画係

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591-30

電話 0241-82-5220 Fax0241-82-2117

URL <https://www.tadami.lg.jp/> E-mail [kikaku@town.tadami.lg.jp](mailto:kikaku@town.tadami.lg.jp)